平成２４年（フ）第４０３号
埼玉県熊谷市大原３丁目12番35号
破産者　**檜**本　俊明
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５９号
埼玉県羽生市南５丁目19番地33
破産者　黒田　忠廣
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８８号
札幌市西区八軒４条西２丁目１番10号
破産者　上村　理華（旧姓菅野）
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７６号
札幌市中央区宮の森３条５丁目６番３－306号
破産者　杉浦　秀彦
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６６号
札幌市西区福井７丁目２番17号
破産者　岸本　行広
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４７号
仙台市宮城野区小鶴３丁目４番５号　コーポラスＭ２－205、従前の住所仙台市宮城野区燕沢東３丁目９番33号　荒川ハイツ101
破産者　嶺岸　和則
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
宮城県多賀城市町前２丁目４番27―103号、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山３丁目１番46―501号　クラッセ七ヶ浜
破産者　阿部　繁
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福島県伊達市保原町字城ノ内85番地３、住民票上の住所宮城県石巻市塩富町一丁目６番33号
破産者　阿部　徳保
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
宮城県気仙沼市小芦253番地
破産者　軍司　教男
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第６１６号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目29番８―307号　ベルメゾン田毎
破産者　島村　和夫
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７３号
埼玉県所沢市大字下安松1158番地の25
破産者　菅沼　　勝
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７４号
埼玉県所沢市大字下安松1158番地の25
破産者　菅沼　徳子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９３号
埼玉県川越市大字笠幡85番地135
破産者　植田　　稔
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６６号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目４番18号
破産者　宮部　俊典
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２号
埼玉県入間市豊岡５丁目３番20号ＭＯＲＩハイツ302、前住所埼玉県川越市大字寺尾905番地35　住建ハイプレース305号室
破産者　青地　陽一
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目18番30号　三沢コーポ106
破産者　小浜　英夫
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3031番地の20　クレールサヤマハイツ201
破産者　高橋　　渉
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６５号
長野県上田市岩下284番地
破産者　田辺　治夫
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４８７号
静岡県三島市加茂川町12番13号　セジュールＵ－Ｂ－101
破産者　宍野たか子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係